

3月1日から7日は「子ども予防接種週間」です

4月からの入園・入学・新学期に備えて、必要な予防接種をすませましょう。この機会にもう一度、母子手帳をご確認ください。
対象のワクチンは、下記一覧をご覧ください。

予防接種名	対象年齢	回数	接種間隔
ヒブ	生後2月から5歳に至るまで	初回接種開始 生後2月～7月	(初回) 27日以上(1歳に至るまでの間) 3回 (追加) 初回接種終了後、7か月以上 1回
		初回接種開始 生後7月～12月	(初回) 27日以上(1歳に至るまでの間) 2回 (追加) 初回接種終了後、7か月以上 1回
		初回接種開始 1歳～5歳	1回
小児用肺炎球菌	生後2月から5歳に至るまで	初回接種開始 生後2月～7月	(初回) 27日以上(2歳に至るまでの間) 3回 (追加) 初回接種終了後、60日以上(1歳以降に接種) 1回
		初回接種開始 生後7月～1歳	(初回) 27日以上(2歳に至るまでの間) 2回 (追加) 初回接種終了後、60日以上(1歳以降に接種) 1回
		初回接種開始 1歳～2歳	2回
		初回接種開始 2歳～5歳	1回

予防接種名	対象年齢	回数	接種間隔
BCG	1歳に至るまで	1回	
4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	生後3月～7歳6月に至るまで	(初回) 3回	20日以上
		(追加) 1回	初回接種終了後、6か月以上
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	1歳以上13歳未満	1回	
不活化ポリオ	生後3月～7歳6月に至るまで	(初回) 3回	20日以上
		(追加) 1回	初回接種終了後、6か月以上
麻しん風しん	1期	1歳～2歳に至るまで	1回
	2期	年長児の間	1回
水痘	1歳～3歳に至るまで	2回	3月以上
日本脳炎	1期	生後6月～7歳6月に至るまで	(初回) 2回 6日以上 (追加) 1回 初回接種終了後、6か月以上
		2期	9歳以上13歳未満

1. 接種を希望される医療機関に予約をしてください。
2. 母子健康手帳を持参してください。
3. 市外にかかりつけ医がある場合は、市外でも受けることができます。
4. 詳細は市ホームページをご覧ください。

(文書取扱・問合せ先：健康管理課 健康推進係 43-1146)

子ども医療費資格証の交付について

平成28年4月に小学生となるお子様については、現在お持ちの「乳幼児医療費受給資格証」の有効期限が3月31日までとなっております。4月1日以降は、医療費が月額1,000円（調剤薬局は無料）の『子ども医療費受給資格証』となりますので、3月中に新しい資格証交付の手続きを行ってください。

なお、対象となるお子様がいらっしゃる世帯には、福祉事務所から案内・申請書等を2月下旬頃に郵送しております。

●手続きに必要なもの

- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・対象となるお子様の健康保険証（原本）
- ・郵送された資格証交付申請書
- ・対象となるお子様の「乳幼児医療費受給資格証」

●交付会場・日時

下記日程で、資格証の交付会場を設けますのでお越しくください。

月 日	時 間	場 所
3月10日（木） 3月11日（金）	13時～19時	コミュニティセンター 2F 図書室

※混雑などによりしばらくお待ちいただく場合がありますので、お時間に余裕を持ってお越しくください。

※上記日程で都合がつかない場合は、3月31日（木）までに、福祉事務所児童福祉係までお越しくください。

（土日祝祭日を除く8時30分～12時、13時～17時15分）

（文書取扱：福祉事務所 児童福祉係 43-0376）

不妊治療費助成のお知らせ

本市では、人工授精、体外受精又は顕微授精による治療をしているご夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため治療費の助成を行います。

平成27年度分の申請期限は3月31日までです。

※ただし、治療を終了した日が3月の場合は4月30日まで。

申請期限を過ぎると、助成の対象になりませんのでご注意ください。

申請手続き等でご不明な点がございましたら、お早めに健康管理課健康推進係（43-1146）までお問合せください。

（文書取扱：健康管理課）

特別児童扶養手当をご存知ですか

特別児童扶養手当とは、障がい児（20歳未満で重度又は中程度の障がいがある児童）を監護する父もしくは母、又は父母にかわりその障がい児を養育している方に支給されます。

◆重度の障がいとは

- ①身体障がいの場合…身体障害者手帳1・2級程度
- ②知的障がいの場合…概ね知能指数（I.Q）35以下の程度（療育手帳「A」程度）
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

◆中程度の障がいとは

- ①身体障がいの場合…身体障害者手帳3・4級程度
- ②知的障がいの場合…概ね知能指数（I.Q）35～50程度（療育手帳「B-1」程度）
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

※詳しくは下記までお問合せください。

福祉事務所障害福祉係 43-1206

（文書取扱：福祉事務所）

特別障害者・障害児福祉手当をご存知ですか

【特別障害者手当】

特別障害者手当とは、重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に支給されます。

支給対象者は、概ね重度の障がいを2つ以上有する方です。ただし、次の場合は対象になりません。

- ①施設に入所している場合
- ②病院または診療所等に継続して3ヶ月を超えて入院している場合
- ③所得制限限度額を超えている場合

【障害児福祉手当】

障害児福祉手当とは、重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給されます。

支給対象者は、概ね身体障害者手帳1・2級程度または知的障がい者で知能指数20以下程度（精神障がいと同程度と認められるものも含む）の方です。ただし、次の場合は対象になりません。

- ①障がいを事由とする年金の給付を受けることができる場合
- ②施設に入所している場合
- ③所得制限限度額を超えている場合

※詳しくは下記までお問合せください。

（文書取扱・問合せ先：福祉事務所障害福祉係 43-1206）

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金保険料を納めないままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、事故が発生した場合の障害・遺族年金などが受けられないことがあります。

平成27年度の国民年金保険料は、一ヶ月15,590円です。

納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

まだ納付がお済みでない方は、納付書をご用意のうえ、至急お近くの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

また、納め忘れがなく、納付の手間がかからない、口座振替やクレジットカードによる納付もできます。

国民年金保険料についてご不明な点がございましたら、市民課年金係にお尋ねください。

(文書取扱・問合せ先：市民課年金係 43-1221)

カセットボンベ缶・ライター等は 必ずガスを抜いて出してください

寒くなるとカセットボンベ缶・ライター等の使用が増えてきます。

これらの中にガスが残ったままごみとして出されると火災事故が発生することもあります。実際に、カセットボンベ缶が原因と思われる火災事故が収集車で発生しています。

このような事態が生じると、ごみ収集の遅れやごみ処分ができなくなってしまうケースも考えられます。

以下の点をしっかり守り、出していただきますようお願いいたします。

- カセットボンベ缶やスプレー缶等は**中身を完全に使い切った後**、必ず穴を開け、金属類で出してください。
- ガスを抜かれる際には、必ず風通しの良い**屋外**で作業してください。
- 最近のカセットボンベ缶等には、中身のガスを抜くためのガス抜き機能がついているものもあります。説明をよく確認した上でご利用ください。
- ライターはガスを完全に使い切り、できるだけ少量ずつ金属類で出してください。
なお、数が多い場合には生活環境課までご相談ください。

(文書取扱：生活環境課 43-3485)

火災に至る恐れのある製品について

1. パナソニック製ノートパソコン用**バッテリーパック**

2011年7月～2012年5月に製造されたノートパソコンの一部の機種のパッケージが**発煙・発火に至る可能性**のあることが発表されました。

まずは下記のメーカーホームページで対象機種かどうかをご確認いただき、対象製品であった場合はバッテリーパックを取り外して、**メーカーによる無料交換**を行ってください。

2. コロナ石油ストーブ及びコロナ石油ファンヒーター（以下、コロナ石油ストーブ等）付属の**給油タンク（よごれま栓タンク）**

1987年～2000年（昭和62年～平成12年）に製造されたコロナ石油ストーブ等に付属する**給油タンク（よごれま栓タンク）**は、長期間の使用による給油口の変形などで給油口がロックされたと誤認する「**反ロック状態**」となり灯油が漏れる可能性があります。

メーカーによる無償点検・修理が実施されていますので早めの対応をお願いします。無償点検・修理前の場合は、フタがロックされているかを確認して使用してください。

当該製品に限らず、**石油ストーブ等に給油する際には、石油ストーブ等を必ず消火した上で、給油タンクのフタを確実に締め、フタが締まっていることを確認して、石油ストーブ等に戻すよう、安全な取扱いをお願いします。**メーカーホームページまたは西都市ホームページで対象製品に該当するかを確認し、下記にお問合せください。

1. パナソニック株式会社

<http://askpc.panasonic.co.jp/info/160128.html>
フリーダイヤル電話 0120-870-163

2. 株式会社コロナ

<http://www.corona.co.jp/report/oshirase.html>
フリーダイヤル電話 0120-623-238

（文書取扱：消防本部）

自主防災組織を作りましょう

災害時は、避難行動、安否確認、救助活動などにおいて、地域や職場といった「今すぐそばにいる方」との連携が重要となります。

そのため、自主防災組織を設立し、連絡体制の整備や資機材・備蓄品の整備を推奨しています。

いつ起こるかかわからない災害に備えて、自主防災組織を作りましょう。

○自主防災組織は、公民館などの地縁団体や事業所単位で10名以上で組織できます。

○自主防災組織を設立した際には、市から補助金を受けることができます（1回のみ）。

補助額：地縁団体 10万円～20万円（世帯数で変動）
事業所 10万円

○補助金は、防災訓練や研修に必要な経費、資機材や備蓄品の購入に充てることができます。

詳しい内容や設立方法などは、危機管理課までお問合せください。

（文書取扱・問合せ先：危機管理課 43-0380）

国指定史跡『日向国府跡』発掘調査 現地説明会の開催について

西都市教育委員会社会教育課では、今年度行っている国指定史跡『日向国府跡』発掘調査の成果を一般公開する現地説明会を、下記の日程で開催します。

日向国府跡の中心である国庁の遺構を実際に見ることができる機会ですので、ぜひご来場ください。

【開催日時】 3月13日（日）
午前の部 10:30～11:30
午後の部 13:30～14:30

【会場】 国指定史跡 日向国府跡
（西都市大字右松字勿田2811-1）
※西都市立妻北小学校の北西に位置します。当日は周辺に案内板を設置します。

【主な遺構】 7世紀代の大型建物跡、
日向国庁の東辺塀の痕跡と
前身官衙南門の痕跡。

※雨天の場合は中止します。



（文書取扱・問合せ：社会教育課 文化財係 43-0846）

西都市民会館自主文化事業 「バンド・ハイボール ロビーコンサート」

昭和ロマンのひびき…ハワイアン、歌謡曲などをウクレレやギター、トランペット等で演奏します。

懐かしい名曲をお聴きに、ぜひご来館ください。

【出演】 バンド・ハイボール

【日時】 3月26日（土）
開場：12時 開演：12時30分

【会場】 西都市民会館ロビー

【入場料】 無料

【お問合せ】 西都市民会館（43-5048）

（文書取扱：社会教育課）

介護予防教室

「さいとげんき塾 やっちみろ会」のご案内

3月のテーマ ～認知症の予防～

西都市では、いつまでも自分らしくイキイキと暮らすための方法を学ぶことを目的に、毎月1回介護予防教室を開催しています。

3月のテーマは「認知症の予防」についてです。

認知症及び認知症予防について正しく学ぶと共に、脳の活性化のための運動など、参加者の皆様と楽しいひと時を過ごしませんか？

<募集要領>

対象：西都市在住の65歳以上の方

日時：3月22日（火） 13時30分～15時30分

場所：西都市コミュニティセンター3階

内容：●脳の活性化のための運動と楽しいゲーム 等
●今後の介護予防事業について

※「さいとげんき塾やっちみろ会」は3月が最後の開催となります。

費用：無料

申込み方法：3月15日（火）までに健康管理課（43-3024）にお電話でお申し込みください。

（文書取扱：健康管理課 介護保険係）

「家族介護者カフェ」を開催します

自宅で家族を介護されている方々が、役立つ知識や情報を共有したり、同じ悩みや困り事を共感し合える場として、「家族介護者カフェ」を開催しています。

お茶を飲みながら、ゆったりした時間を過ごしませんか？

【開催日】 3月24日（木） 13時30分～15時30分

【開催場所】 生きがい交流広場 （妻町1丁目7番地）

【対象者】 市内在住で、高齢者を介護している方

【内容】 1年間を振り返って来年度の活動について話し合います。介護者同士の交流をします。

【実施主体】 西都市地域包括支援センター

【申込先】 西都市地域包括支援センター（担当：中川・緒方）
41-0511

※お早めに電話でお申込みください。

（文書取扱：健康管理課 介護保険係）

春休み工作教室『ゆめいろランプを作る』 参加者募集

西都おもちゃライブラリーでは、小学生を対象に「春休み工作教室」を下記のとおり開催します。

カラフルなランプを自分の手で作って、家や部屋に飾ってみませんか？

- 【日 時】 4月2日（土） 午前10時～
【場 所】 生きがい交流広場（平助通り）
【参加費】 1人300円
【定 員】 先着20名
※ただし、定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。
【申込先】 生きがい交流広場 30-1120
【持参品】 500ml丸型ペットボトル、エプロン
【問合せ先】 西都市社会福祉協議会（担当／井上） 43-3160

（文書取扱：福祉事務所）

第7回 さいと生き生きウォーキング大会 参加者募集

歴史と花に包まれた西都原台地でウォーキングを楽しみませんか。
コース沿いのミツバツツジ、八重桜等が見頃です。

- 【日 時】 4月10日（日）9時30分スタート ※小雨決行
【受 付】 西都原運動公園陸上競技場 8時30分～
【コース】 運動公園→西都原公園→運動公園
（周回コースの約8km）
*所要時間 約2時間
【申込先】 第7回 さいと生き生きウォーキング大会事務局
〒881-0005 西都市大字三宅2503番地5 成合三明苑
電話：090-5941-7684
中山スポーツ店内でも申込みができます。
電話：42-3846 FAX：42-4138
※当日申込みも可能ですが、保険加入の関係からできるだけ事前に申込みをお願いします。
※小学生以下の申込みは、保護者同伴をお願いします。
【参加料】 大人300円 高校生以下100円（保険料等）
※参加料は保険加入等の関係から、返金はいたしません。
【締切日】 4月4日（月）
【主 催】 NPO法人 生き生きスポーツさいと
【共 催】 西都ウォーキングクラブ（文書取扱：市民協働推進課）

春のみやざき就職フェア開催のお知らせ

「平成27年度 春のみやざき就職フェア」を開催します。
 県内の様々な産業、業種の企業約150社が参加します。
 企業の担当者から直接話が聞けるチャンスです。

宮崎県内で就職を希望されている方や宮崎の企業の情報を収集したいと思っている学生の方、ぜひご参加ください。

【日 時】 3月9日（水）13時～16時30分
 （12時から受付開始）

【会 場】 シーガイアコンベンションセンター4階サミットホール

【参加対象者】 ● 公的職業訓練修了者（修了予定者を含む）
 ● 平成28年3月大学等及び高校卒業者
 （平成28年3月中学を卒業する者は除く）
 ● 平成29年3月大学等卒業予定者
 （平成29年3月に中学・高校を卒業予定の者は参加不可）
 ● 一般求職者

【そ の 他】 参加費無料、履歴書不要

※参加企業の情報等については、2月下旬頃ホームページにて公開
 (<http://miyazaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

【問 合 せ 先】 宮崎労働局 職業安定課 0985-38-8823

（文書取扱：商工観光課）

平成28年度労働基準監督官採用試験について

厚生労働省では下記の通り労働基準監督官の採用試験を実施します。

労働基準監督官とは、労働基準関係法令に基づいて、あらゆる職場に立ち入り、法に定める基準を事業主に守らせることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

【受験資格】 1.昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの者
 2.平成7年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 ①大学を卒業した者及び平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者
 ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

【試験の程度】 大学卒業程度

【受付期間】 インターネット申込：4月1日（金）9時～4月13日（水）

※受信有効

郵送又は持参の場合：4月1日（金）～4月4日（月）

※通信日付印有効

※郵送又は持参の場合は、受付期間が短いためご注意ください。

○インターネット申込用受験案内アドレス

http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannnai/jyukennannnai_rouki.pdf

○インターネット申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

○厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験情報）

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

【採用予定者数】 労働基準監督A（法文系） 約160名

労働基準監督B（理工系） 約40名

【問合せ先】 宮崎労働局総務部総務課人事係 0985-38-8820

（文書取扱：商工観光課）

西都市景観計画の変更(案)に関する意見募集

本市では、歴史的環境や自然、風土等を保全するために平成22年に景観計画を策定しました。

また、平成27年3月に日向国分寺跡の保存管理計画が策定されたことに伴い、景観保全などを図るべき範囲が指定されました。

今回この範囲を景観形成重点エリアに追加指定しますので、西都市景観計画の変更(案)に対する皆さまのご意見を下記のとおり募集します。

募集内容：西都市景観計画の変更(案)に関する意見

閲覧場所：市ホームページ(西都市ホームページ→建設・都市計画→西都市の都市計画の情報です)
商工観光課窓口

募集期間：3月1日(火)～31日(木)

提出方法：任意の書式に住所、氏名、ご意見を記入のうえ、ご持参、郵送、FAXまたは電子メールのいずれかで、下記へ提出してください。

問合せ・意見提出先：商工観光課 都市デザイン係
TEL. 43-1321 FAX. 43-2067
メール) tosikei@saito-city.jp

(文書取扱：商工観光課)

「平成28年度水質検査計画(案)」に対する意見募集

平成16年4月の水質基準改正に伴い、水道水の検査項目等が大幅に強化されました。この検査を「どのような項目・頻度・場所」で行うかなど、根拠を明らかにしたものが「水質検査計画」です。

このたび、「平成28年度水質検査計画(案)」がまとまりましたので公表します。皆様からのご意見の募集を行い、参考にさせて頂いた上で水質検査計画を決定したいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

【閲覧場所】 ○上下水道課
○西都市情報コーナー
○西都市ホームページ → 暮らし「上水道」
<http://www.city.saito.miyazaki.jp/>

【意見募集期間】 4月1日(金)まで

【意見提出方法】 電子メール、FAX、郵便でお送りください。
メールアドレス) jyogesui@saito-city.jp
FAX) 43-3164
郵便) 〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地
西都市上下水道課 水道工務係

(文書取扱：上下水道課 水道工務係 43-1326)

平成28年度「道路ふれあい月間」標語募集

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等各種活動を特に推進していますが、この一環として、平成28年度「道路ふれあい月間」推進標語を広く一般から募集します。

◇募集テーマ◇

道路は、生活の向上と経済の発展に欠くことのできない国民共有の、つまりあなたの財産です。みんなが道路と親しみ、ふれあい、常に広く、美しく、安全に、共に楽しく利用し、次世代に受け継いでいきましょう。

◇応募資格◇

小学生以上の方から応募できます。

◇応募期間◇

3月31日（木）まで（当日必着）

※応募方法など詳しくは、国土交通省のホームページまたは下記までお問合せください。

◆問合せ先◆ 国土交通省道路局道路交通管理課 総務係
（代表）03-5253-8111
（内線）37423・37424

（文書取扱：建設課）

法務局・人権擁護委員による 『人権・なやみごと相談所』を開設します

家庭内の問題（夫婦・親子、結婚・離婚、相続など）や、隣近所とのもめごと、いじめ、体罰などの問題に関するご相談をお受けします。相談は無料で秘密厳守になっておりますので、お気軽においでください。

○日 時 3月15日（火）
午前10時から午後3時まで

○場 所 市役所南庁舎1階

○相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで、随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
人権相談ナビダイヤル	0570-003-110	全国統一ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付システム

○ パソコンから（大人・子ども共通）

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

（文書取扱：市民協働推進課）

第11回西都原このはなマラソン大会 開催に伴う交通規制について

3月20日（日）に第11回西都原このはなマラソン大会を西都原台地で開催いたします。

大会開催にあたりまして西都原公園内道路の交通規制が時間を区切って行われます。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

